

会 議 録

会議名	令和3年度第1回小金井市小口事業資金融資審議会		
事務局	市民部経済課産業振興係		
開催日時	令和3年12月22日（月）午後2時～午後3時		
開催場所	小金井市商工会館2階小会議室		
出席者	委員	濱野智徳、益田あゆみ、山本聖一郎、 小林功、一ノ瀬馨	
	その他	なし	
	事務局	高橋啓之 経済課長 鈴木拓也 産業振興係長 市原一典 産業振興係主事	
傍聴の可否	○可・不可・（一部不可）	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	別紙のとおり		
会議結果	別紙「審議経過」のとおり		
提出資料	別紙のとおり		
その他	なし		

令和3年度 第1回小金井市小口事業資金融資審議会 会議次第

日 時：令和3年12月22日（水）

午後2時00分～

場 所：小金井市商工会館

2階小会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 会長及び副会長の選出について
- (2) 会議録の取扱いについて
- (3) 令和2年度融資あっせん・実行状況について
- (4) 令和3年度融資あっせん・実行状況について
- (5) 今後の経営安定化緊急資金の取扱いについて
- (6) その他

3 閉 会

配布資料

- 資料1 小金井市小口事業資金融資あっせん条例・施行規則（抜粋）
- 資料2 会議録の取扱いについて
- 資料3 令和2年度小口事業資金融資あっせん申込・実行結果集計（月別）
- 資料4 令和3年度小口事業資金融資あっせん申込・実行結果集計（月別）
- 資料5 小口事業資金に係る予算の執行状況について（平成31年度～令和3年度）
- 資料6 平成30年度条例改正により新設した資金及び要件緩和を受けた申込の状況
- 資料7 令和4年度の経営安定化緊急資金の取扱いについて
- 資料8 セーフティネット保証4、5号及び危機関連保証について
- 資料9 セーフティネット保証4、5号及び危機関連保証認定申請件数月別一覧

1 開 会

経済課長が開会の宣言を行った。

本日、委員6名中5名の出席を得ている。小口事業資金あっせん条例施行規則第5条に基づき、令和3年度第1回小金井市小口事業資金融資審議会会議が成立していることを報告し、新委員・事務局員を紹介した後、議事進行を会長にお願いした。

2 議 事

(1) 会長及び副会長の選出について

当該職の選出にあたり、経済課長が議事の進行を行い、小金井市小口事業資金融資あっせん条例第7条第6項の規定により、濱野委員を会長に、益田委員を副会長に推薦する意見が出され、出席委員全員が賛成し決定した。以降の議事進行を会長が行うこととなった。

(2) 会議録の取扱いについて

事務局： 資料2をもとに会議内容の記録方法と率直な意見の交換や意思決定の中立性の確保のため、発言者名の省略ができることについて説明し、今期の取扱いについて諮った。従前どおり、会議内容の要点記録とし、発言者名の記載を省略する形式とすることとなった。

(3) 令和2年度融資あっせん・実行状況について

(4) 令和3年度融資あっせん・実行状況について

(5) 今後の経営安定化緊急資金の取扱いについて

(6) その他

事務局： 資料3及び資料4をもとに、令和2年度及び令和3年度（令和3年11月末日現在）の状況について資金種別、業種別、経営組織別等の件数と実行件数の報告を行った。

資料5をもとに予算の執行状況について説明を行った。

資料6をもとに平成30年度条例改正により新設した資金及び要件緩和を受けた申込の状況を説明した。

資料7をもとに経営安定化緊急資金融資あっせん制度について説明し、制度の1年間延長を検討したい旨の提案を行った。同時に新型コロナウイルス感染症対策緊急資金融資あっせん制度について説明し、令和4年3月1日まで延長するとともに、それ以降、セーフティネット保証または危機関連保証の期間に合わせ、延長または停止することとしたいと提案した。

資料8及び資料9をもとにセーフティネット保証4、5号及び危機関連保証の概要と申込状況を説明した。

また、特段案件がないため、年度内の審議会を開催しないこととしたいと提案した。

質疑応答は以下の通り。

■小口制度に関する要望

委員：3点、要望のような形になるが、申し伝えたい。

一つ目としては、現状、融資額の3分の1以上を償還していないと追加で申請することができないが、条件として追加融資がしづらい状況である。例えば、事前に完済することを約束することで、追加融資を認めるというようなことが可能であればお願いしたい。

二つ目は、責任共有制度についてだが、保証協会が2000万円までは100%保証をしている。現状の小金井市の制度は80%保証であるため、100%保証にできないか。

最後に、三つ目は、条件回収の際に保証料を差し引きできるのであればお願いしたい。

<事前完済について>

会長：事前完済と借り換えとの違いは何か。

委員：借り換えだと保証料の半額補助が出ない。以前、融資の際に借り換えだと保証料の半額補助が出ない旨の説明を洩れてしまったため、トラブルになった。そのため、可能であれば事前完済のような形を認めていただく、あるいは借り換への保証料補助があればありがたい。

会長：事前完済を認めるとなると、そもそもの制度の根本を修正しなければならない。

元々の設計趣旨で借り換えの際に保証料を補助しない理由はこういったものだったか。

事務局：借り換えについては、繰上償還時に市が負担した保証料補助金の返還を求めない代わりに、あらためて行われる融資の保証料を補助しないこととしている。

委員：他市において、3分の1を償還しているという条件はあまり経験していないので、例えば1000万円までの枠までであれば、再度申込みできるといったような形にしていただけるとありがたい。

会長：事前完済を認めることは市税の用途としては避けた方がいいと思われる。3分の1の条件は今後検討の余地があるのではないかと思う。

事務局：手続き上のハードルとしては条例改正だと高くなるが、規則・要領等であれば、比較的内部の意思決定で行えるところがある。また、小金井市の小口制度融資の予算枠は他市と比較するとそこまでではない。ただしこれは、小金井市内に小規模事業者が多いという地域特性があることに起因する。そのため、あまり大きな融資を行うことは小金井市の地域特性に合わないものであるし、事業者側にも返済の負担になってしまう。そういったことも勘案して考える必要はあるかと

思う。すぐ結論が出るというものでもないと思うので、ひとつの意見として受け止めさせていただきたい。

<責任共有制度について>

会 長：2つ目の責任共有制度に関する要望について伺う。

委 員：融資額の保証については、2000万円までの小口資金融資であれば保証協会で100%保証されるが、他市と異なり小金井市の場合だと全てが80%保証となってしまうので、要望として挙げさせていただいた。

事務局：100%保証である他市はどちらになるか。

委 員：例えば日野市、八王子市、立川市などである。

事務局：小口事業融資制度については、比較的規模の大きな自治体とそうでない自治体とで異なる扱いになっているのかもしれない。

会 長：小金井市が80%保証となっている根拠がどこにあるのか、というところも把握しておきたい。

事務局：正確に把握してなくて申し訳ないが、小口の制度の法令関係等からさかのぼってお調べし、全体がどのようなになっているか把握した上で、あらためてお話ししたいと思う。

<保証料の差し引きについて>

会 長：3つ目の保証料の差し引きについて伺う。

委 員：保証料の支払いについては現在2分の1の補助が市から出ているが、支払い時や償還時のやりとりを差し引く形で、一度で完了できるようであればお願いしたい。

委 員：市としては補助の支出を後でまとめて行う形だったかと思う。

会 長：融資実行日と補助の支払い日のズレがある。タイミングを同じにするには難しいところがあるのではないか。

委 員：保証料の補助がないところもある。2分の1でも補助していただいているということはありがたいことではあるので、もちろん無理にというわけではない。

会 長：ただ、そういった課題があるということは受け止めさせていただきたい。

■新型コロナウイルス感染症対策緊急資金について

会 長：予算執行が増えているように見受けられる。利率も良く、中には、必要というわけではないけども借りられるなら借りておくかという利用者もいるのではないか。そういった形で市税が流出してしまうのは避けるべきではないか。

委員：経済対策であるし、緊急を要するものに対しての融資ではあるので、流出ではないのではないかと思います。

事務局：制度融資の申込みを受け付けている印象としては、資金繰りに苦慮している市の融資制度に相談に来ている人が多いと感じる。

委員：率直に言えばこのお金がないと立ちいかななくなるという事業者は少ないが、手元にお金を置いておく、プールしておくというのは万が一に備えておくことや営業活動を継続していくという意味では役に立っていると思う。

委員：売上が減少している事業者で、リスクを先延ばしする、いつ何があってもおかしくないけれども融資を受けることによって少し余裕をもって営業活動に対して投資する、有利子から無利子に変更する、といったことができることでリスクを回避できている人もいるので、一概に良くないとは言えない側面もあるかと思う。また、実際に苦しんでいる人もいる。

事務局：先行きが不透明なので、終わりが見えていればそれに合わせて行っていけば良いが、それがわからないのでいろいろな考え方が出てきてしまうのではないかと。事業者側としては、有利な条件で資金を融資受けられる時に融資を受けておくというのもひとつも選択かと思う。

会長：ただ、多少なりとも利率を0%から変更することは、意味のない、必要のない融資を減らせるひとつの方法であると思う。

委員：店舗が空き家になってしまう経済的損失もあるため、利率を0%にしてそこをつなぎとめているという側面もある。

会長：令和2年度と令和3年度の上半期を比較すると、予算執行額が約4倍となっている。市税の支出が増えれば、ごくわずかでも全体で税の負担が増加するわけであり、意味のない税額はできるかぎり減らしていく必要もあるように思う。その他に意見等はあるか。

委員：緊急資金という形だが、実行に当たっては通常の審査を経て行われているという考え方で、特段融資実行までの速さとしては変わらないということによろしいか。

事務局：他の融資メニューと同様の審査を経て行われている。

■経営安定化緊急資金及び新型コロナウイルス感染症対策緊急資金の期限延長について

委員：平成20年のリーマンショックと比較しても、今の資金需要の要望が強いと考えられる。提案どおり延長することで問題ない。新型コロナウイルス感染症対策緊急資金は引き続き注視する必要があるが、セーフティネットに合わせる形で延長することで問題ない。

会 長：経営安定化緊急資金の申込件数は新型コロナウイルス感染症対策緊急資金が設置されたことにより令和3年度は0件であるが、今後新型コロナの緊急資金が終了することを踏まえると、基本的な融資メニューとして残しておく必要があるということによろしいか。

事務局：これまでの新型コロナウイルス感染症対策緊急資金は、セーフティネットの期限に合わせる形で延長を行ってきたので、今回も同様の形で延長を行いたい。ただ、どこかで新型コロナウイルスが収束してきた際には制度も終了することとなるので、経営安定化緊急資金も1年延長して制度を残すこととしたい。

3 閉 会

小金井市小口事業資金融資審議会委員名簿

令和3年12月22日現在

(委員)

選出区分		氏名	職名
1号委員	学識経験者	濱野智徳	公認会計士 税理士
1号委員	学識経験者	益田あゆみ	税理士
1号委員	学識経験者	山本聖一郎	小金井市 商工会 係長
1号委員	学識経験者	小林功	小金井・国分寺国立 民主商工会 事務局長
2号委員	特定金融機関を代表する者	一ノ瀬馨	多摩信用金庫 小金井支店 お客さまサービス課長
3号委員	商工担当部長	西田剛	小金井市 市民部長

(事務局)

高橋啓之	小金井市市民部	経済課長	
鈴木拓也		経済課	産業振興係長
市原一典			産業振興係主事

小金井市小口事業資金融資あっせん条例（抜粋）

平成 11 年 6 月 28 日

条例第 25 号改正

（審議会）

第 7 条 融資あっせんに関する重要事項を審議するため、市長の附属機関として小金井市小口事業資金融資審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員 6 人をもって組織する。

3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱する。

(1) 学識経験者 4 人

(2) 特定金融機関を代表する者 1 人

(3) 商工担当の部長 1 人

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任することができる。

6 審議会には、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

7 会長は、会議の議長となり、会務を総理する。

8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

9 審議会に、特別の事項について審議するため、臨時に委員を置くことができる。

10 前項に定める臨時の委員は、市長が任命又は委嘱する。

11 審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定めるものを除くほか、会長が別に定める。

小金井市小口事業資金融資あっせん条例施行規則（抜粋）

平成 11 年 6 月 28 日

規則第 30 号

（審議会の招集等）

第 5 条 審議会は、必要の都度会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数の者の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員全員の一致によって決する。

4 臨時委員は、議決権のみを有し、開議のための定足数に算入されず、また、会長及び副会長の選任権をも有しない。

5 審議会の庶務は、商工担当課において処理する。

会議録の取扱いについて

1 会議録の取扱い根拠について

小金井市市民参加条例（条例第 27 号平成 16 年 4 月 1 日施行）第 7 条第 1 号で規定されています。

市は、市民参加と協働の前提となる情報公開について、その手段の拡充を図らなければならないこととし、市民との情報の共有を図るため「会議録の公開」を定めています。

（情報公開手段の拡充）

第 7 条 市は、市民との情報の共有を図るため、次に掲げる事項に配慮し、努力しなければならない。

- （1） 会議録の公開
- （2） 広報紙等の拡充
- （3） 情報公開施設の拡充
- （4） 通信等情報伝達手段の充実

2 会議録作成の基本方針について

小金井市市民参加条例を受けて、小金井市市民参加条例施行規則で定めています。

（会議録作成の基本方針）

第 5 条 条例第 7 条第 1 号の会議録は、あらかじめ関係附属機関等に諮った上、次に掲げる会議録の作成方法の中から、会議内容等に応じ適切な方法を選択するものとする。

- （1） 全文記録
- （2） 発言者の発言内容ごとの要点記録
- （3） 会議内容の要点記録

（会議録の記載事項）

第 6 条 会議録（**様式**）には、原則として次の事項を記載するものとする。ただし、規則、規程、細則、要綱、要領、規約等で設置根拠が定められている会議等の会議録については、第 11 号に定める発言内容の記載は、主な発言要旨等の記載とすることができる。

- （1）会議の名称（附属機関等名）
- （2）事務局（担当課）
- （3）開催日時
- （4）開催場所
- （5）出席者
- （6）傍聴の可否
- （7）傍聴者数
- （8）傍聴不可・一部不可の場合は、その理由
- （9）会議次第
- （10）会議結果
- （11）発言内容・発言者名
- （12）提出資料
- （13）その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、率直な意見の交換や意思決定の中立性の確保のために必要なときは、発言者名の記載を省略することができる。この場合において、発言者名の記載の省略の可否は、当該附属機関等の出席委員の過半数をもって決するものとする。

3 会議録の公開方法について

小金井市市民参加条例施行規則で規定しており、情報公開コーナー、議会図書室、図書館本館に設置するほか、市ホームページに掲載しています。

(会議録の公開の方法)

第7条 [条例第7条](#)第1号の会議録の公開は、情報公開コーナーに据え置く等の方法によるものとする。

4 前期の会議録の取扱いについて

(1) 作成方法

会議内容の要点記録とし、発言者名の記載を省略する形式を取りました。

(2) 内容確認

会議録案を全ての委員に郵送し、修正・加筆していただき了解を得たうえで、上記の公開方法により公開しました。

令和2年度小口事業資金融資あっせん申込・実行結果 集計(月別)

令和2年度申込実績

(金額:万円)

月・区分 資金種別	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		合計			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
A 運転資金	4	1,510	2	700	2	700			1	600	1	100			1	100	1	300	1	600	1	600					14	5,210
B 設備資金			1	547			1	594			1	300	1	600	1	418			1	120					1	625	7	3,204
C 特別設備資金													1	165													1	165
D 開業資金	2	600	1	500	1	500			2	770	1	500	1	500					1	500							9	3,870
E 商店街等振興資金																											0	0
H 経営安定化緊急資金	9	2,300																									9	2,300
J 運転資金に係る借換資金																											0	0
K 設備資金に係る借換資金																											0	0
L 新型コロナウイルス感染症対策緊急資金	10	2,775	8	2,025	1	300							3	760	1	300			2	600							25	6,760
合計	25	7,185	12	3,772	4	1,500	1	594	3	1,370	3	900	6	2,025	3	818	1	300	5	1,820	1	600	1	625	65	21,509		

令和2年度あっせん結果

あっせん結果	融資実行																												
	減額実行を含む	14	3,800	3	1,300	1	300	0	0	3	720	3	900	2	800	1	418	1	300	3	920					1	580	32	10,038
	実行率	件数ベース	56.0%		25.0%		25.0%		0.0%		100.0%		100.0%		33.3%		33.3%		100.0%		60.0%		0.0%		100.0%		49.2%		
		金額ベース	52.9%		34.5%		20.0%		0.0%		52.6%		100.0%		39.5%		51.1%		100.0%		50.5%		0.0%		92.8%		46.7%		
	否決	1	300			1	500							1	165	2	400			1	300							6	1,665
	辞退	8	2,675	7	1,897	1	300	1	594					1	600					1	600							19	6,666
未回答	2	410	1	300	1	400							2	460							1	600				7	2,170		

* 網掛け部分はあっせん結果確定分

令和2年度小口事業資金融資あっせん申込集計(項目別)

1 資金種別

金額: 万円

区分	件数	金額
A 運転資金	14	5,210
B 設備資金	7	3,204
C 特別設備資金	1	165
D 開業資金	9	3,870
E 商店街等振興資金	0	0
H 経営安定化緊急資金	9	2,300
J 運転資金に係る借換資金	0	0
K 設備資金に係る借換資金	0	0
L 新型コロナウイルス感染症対策緊急資金	25	6,760
合計	65	21,509

2 業種別

金額: 万円

区分	件数	金額
1 建設業	8	2,670
2 製造業	0	0
3 運輸・通信業	2	550
4 卸売業	5	1,800
5 小売業	3	700
6 飲食業	6	1,520
7 不動産業	15	5,101
8 サービス業	24	8,668
9 その他	2	500
合計	65	21,509

3 経営組織別

金額: 万円

区分	件数	金額
1 個人	35	11,111
2 有限会社	7	2,250
3 株式会社	19	6,848
4 特定非営利活動法人	0	0
5 合同会社	4	1,300
6 その他	0	0
合計	65	21,509

4 借入履歴別

金額: 万円

区分	件数	金額
1 初	40	13,769
2 2回目	13	3,930
3 3回目	7	2,110
4 4回目	3	1,100
5 5回目	2	600
6 6回目以上	0	0
合計	65	21,509

5 代表者住所・事業所地別

区分		小金井市 件数	市外 件数	合計 件数
A 運転資金	代表者住所	11	3	14
	事業所地	14		14
B 設備資金	代表者住所	6	1	7
	事業所地	7		7
C 特別設備資金	代表者住所	1		1
	事業所地	1		1
D 開業資金	代表者住所	6	3	9
	事業所地	9		9
E 商店街等振興資金	代表者住所			0
	事業所地			0
H 経営安定化緊急資金	代表者住所	8	1	9
	事業所地	8	1	9
J 運転資金に係る借換資金	代表者住所			0
	事業所地			0
K 設備資金に係る借換資金	代表者住所			0
	事業所地			0
L 新型コロナウイルス感染症対策緊急資金	代表者住所	23	2	25
	事業所地	25		25
合計	代表者住所	55	10	65
	事業所地	64	1	65

※その他内訳…美術実演販売、演劇等企画及び運営

令和3年度小口事業資金融資あっせん申込集計(項目別)

1 資金種別

金額: 万円

区分	件数	金額
A 運転資金	31	12,500
B 設備資金	18	5,402
C 特別設備資金		
D 開業資金	13	4,500
E 商店街等振興資金		
H 経営安定化緊急資金		
J 運転資金に係る借換資金	1	300
K 設備資金に係る借換資金		
L 新型コロナウイルス感染症対策緊急資金	66	17,140
合計	129	39,842

2 業種別

金額: 万円

区分	件数	金額
1 建設業	16	4,109
2 製造業	6	1,700
3 運輸・通信業	6	1,800
4 卸売業	5	2,100
5 小売業	22	6,258
6 飲食業	11	4,220
7 不動産業	11	2,977
8 サービス業	50	16,488
9 その他	2	190
合計	129	39,842

※その他内訳…造園業、イベントの企画・設営

3 経営組織別

金額: 万円

区分	件数	金額
1 個人	44	11,534
2 有限会社	18	5,730
3 株式会社	57	19,528
4 特定非営利活動法人	0	0
5 合同会社	7	1,950
6 その他	3	1,100
合計	129	39,842

4 借入履歴別

金額: 万円

区分	件数	金額
1 初	67	19,743
2 2回目	22	6,500
3 3回目	12	3,800
4 4回目	5	1,850
5 5回目	5	2,270
6 6回目以上	18	5,679
合計	129	39,842

5 代表者住所・事業所地別

区分		小金井市 件数	市外 件数	合計 件数
A 運転資金	代表者住所	27	4	31
	事業所地	31		31
B 設備資金	代表者住所	16	2	18
	事業所地	18		18
C 特別設備資金	代表者住所			0
	事業所地			0
D 開業資金	代表者住所	9	4	13
	事業所地	13		13
E 商店街等振興資金	代表者住所			0
	事業所地			0
H 経営安定化緊急資金	代表者住所			0
	事業所地			0
J 運転資金に係る借換資金	代表者住所	1		1
	事業所地	1		1
K 設備資金に係る借換資金	代表者住所			0
	事業所地			0
L 新型コロナウイルス感染症対策緊急資金	代表者住所	57	9	66
	事業所地	65	1	66
合計	代表者住所	110	19	129
	事業所地	128	1	129

* 令和3年11月末日現在の数値を表示

小口事業資金に係る予算の執行状況について（平成31年度～令和3年度）

保証料補助金

【平成31年度】

予算額：3,430,000円

第Ⅰ四半期	426,276円	(15件)
第Ⅱ四半期	700,794円	(25件)
第Ⅲ四半期	966,909円	(29件)
第Ⅳ四半期	1,137,223円	(32件)
合 計	3,231,202円	(101件)

【令和2年度】

予算額：3,430,000円

第Ⅰ四半期	375,909円	(17件)
第Ⅱ四半期	215,212円	(8件)
第Ⅲ四半期	167,170円	(8件)
第Ⅳ四半期	48,389円	(3件)
合 計	806,680円	(36件)

【令和3年度】

予算額：3,430,000円

第Ⅰ四半期	995,238円	(32件)
第Ⅱ四半期	1,463,538円	(58件)
第Ⅲ四半期	— 円	(— 件)
第Ⅳ四半期	— 円	(— 件)
合 計	2,458,776円	(90件)

利子補給金

【平成31年度】

予算額：9,400,000円

第Ⅰ四半期	1,948,921円
第Ⅱ四半期	1,978,658円
第Ⅲ四半期	2,096,110円
第Ⅳ四半期	2,165,324円
合 計	8,189,013円

【令和2年度】

予算額：9,400,000円

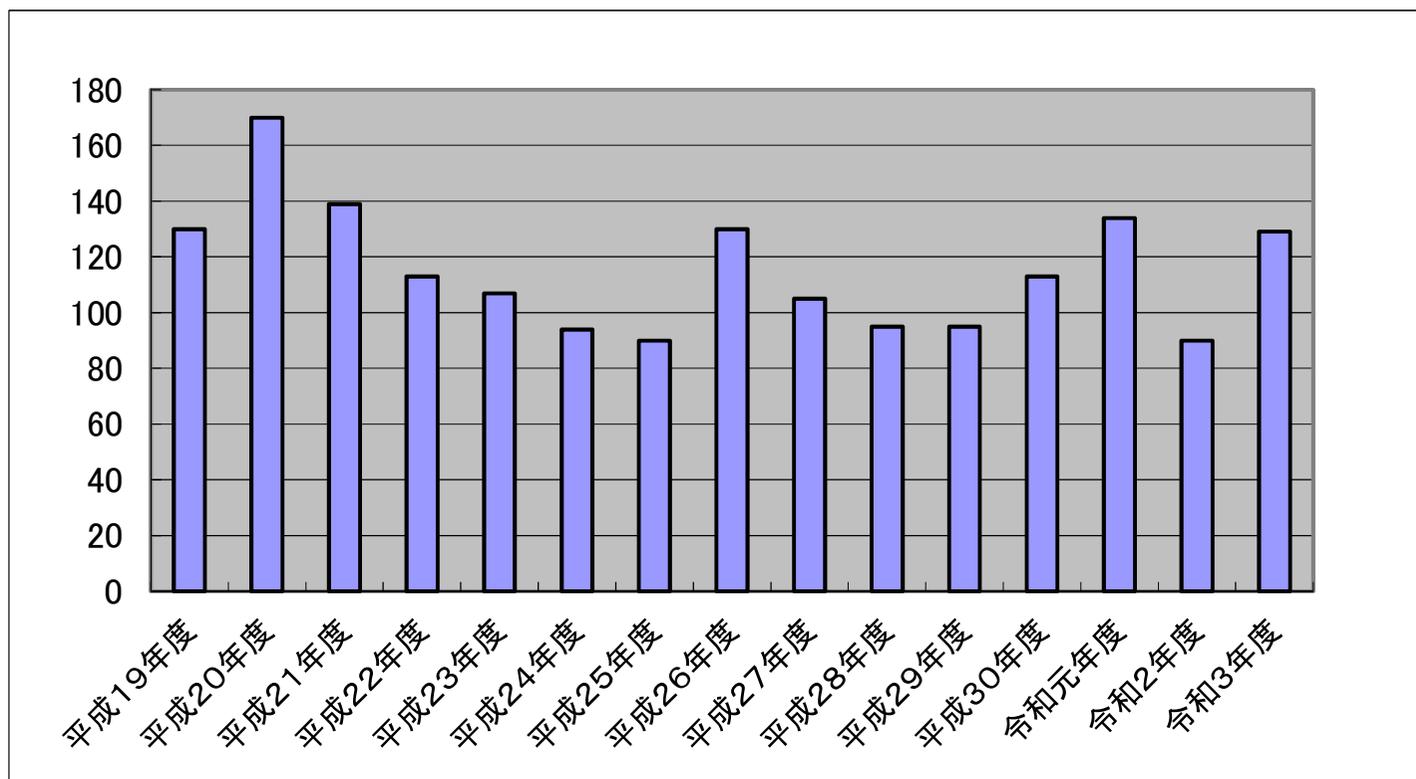
第Ⅰ四半期	2,186,088円
第Ⅱ四半期	1,882,799円
第Ⅲ四半期	1,588,803円
第Ⅳ四半期	1,370,213円
合 計	7,027,903円

【令和3年度】

予算額：9,400,000円

第Ⅰ四半期	1,219,433円
第Ⅱ四半期	1,529,989円
第Ⅲ四半期	— 円
第Ⅳ四半期	— 円
合 計	2,749,422円

小口事業資金融資あっせん申込件数



年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
申込件数	130	170	139	113	107	94	90
H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
130	105	95	95	113	134	65	194

※令和3年度は予想数 11月末申込計129件÷8月×12月÷194件

資料 6

平成30年度条例改正により新設した資金及び要件緩和を受けた申込の状況

1 運転資金にかかる借換資金申込状況

単位：万円

	返済中の運転資金がある事業者による運転資金 申込		運転資金にかかる借換資金 申込		合計	
	件数	申込額	件数	申込額	件数	申込額
A 平成29年度	22	6,564	—	—	22	6,564
B 平成30年度	24	6,039	14	6,045	38	12,084
C 令和元年度	20	6,095	13	5,780	33	11,875
D 令和2年度	4	1,210	0	0	4	1,210
AとDの比較	△ 18	△ 5,354	—	—	△ 18	△ 5,354

2 設備資金にかかる借換資金申込状況

	返済中の設備資金がある事業者による設備資金 申込		設備資金にかかる借換資金 申込		合計	
	件数	申込額	件数	申込額	件数	申込額
A 平成29年度	2	464	—	—	2	464
B 平成30年度	5	1,226	0	0	5	1,226
C 令和元年度	1	120	2	114	3	234
D 令和2年度	0	0	0	0	0	0
AとDの比較	△ 2	△ 464	—	—	△ 2	△ 464

3 住所要件の緩和を受けた申込件数

	法人による申込(開業資金以外)		左のうち、代表者住所が小金井市及び近隣市以外	
	件数	申込額	件数	申込額
A 平成29年度	59	22,059	—	—
B 平成30年度	73	27,548	7	3,100
C 令和元年度	72	28,105	7	3,540
D 令和2年度	27	9,098	4	1,500
AとDの比較	△ 32	△ 12,961	—	—

令和4年度の経営安定化緊急資金の取扱いについて

1 経営安定化緊急資金について

平成11年7月、小金井市小口事業資金融資あっせん条例の全部改正に併せて新設された資金メニューである。小金井市経営安定化緊急資金融資あっせん要綱にて申込資格や期間等を定めて実施。現在、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間において、次の内容で実施している。

【あっせん対象要件】

- (1) 最近3か月又は1年間の売上高が前年同期と比較して3%以上減少していること。
- (2) 倒産した取引先の相手企業に、売掛金等回収困難な債権を有していること。

【緊急資金内容】

申込限度額：300万円	※他の資金の総限度額とは別枠で申請が可能
資金使途：運転資金	
償還期間：3年以内（据置6か月を含む）	

市の貸付利子補給の率は、年利1.7%を上限とし、借受人の負担利率の下限を年利0.5%とする中で定める率とする。

2 令和4年度の取扱いについて

現在、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの実施となっているが、再度1年間申込期限の延長を行い、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの延長を検討したい。

3 新型コロナウイルス感染症対策緊急資金について

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、事業活動に影響を受けている中小企業者の支援のため、新たな融資制度を設けた。令和4年3月1日まで申込期限の延長を検討したい。今後、セーフティネット保証または危機関連保証の認定期間に合わせ、延長または停止することとしたい。

【あっせん対象要件】

- (1) 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、事業活動に影響を受け、最近1か月の売上高が、前年同期と比較して3パーセント以上減少していること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、事業活動に影響を受け、最近1か月の売上高及びその後2か月間の売上高見込みを併せた3か月間の売上高が前年同期と比較して3パーセント以上減少していること。

緊急資金申込・実行状況について

		申 込		融資実行	
平成16年度	売上高減少 債権回収困難	5件	1,494万円	5件	1,344万円
	BSE 鳥インフルエンザ	0件	0万円	0件	0万円
平成17年度	売上高減少 債権回収困難	5件	1,020万円	5件	1,020万円
	BSE 鳥インフルエンザ	0件	0万円	0件	0万円
平成18年度	売上高減少 債権回収困難	5件	880万円	5件	880万円
	BSE 鳥インフルエンザ	0件	0万円	0件	0万円
平成19年度	売上高減少 債権回収困難	3件	900万円	3件	900万円
	BSE 鳥インフルエンザ	0件	0万円	0件	0万円
平成20年度	売上高減少 債権回収困難	23件	5,970万円	20件	5,170万円
	BSE 鳥インフルエンザ	0件	0万円	0件	0万円
平成21年度	売上高減少 債権回収困難	6件	1,600万円	5件	1,200万円
	BSE 鳥インフルエンザ	0件	0万円	0件	0万円
平成22年度	売上高減少 債権回収困難	9件	2,576万円	6件	1,676万円
平成23年度	売上高減少 債権回収困難	7件	1,950万円	7件	1,650万円
平成24年度	売上高減少 債権回収困難	8件	2,155万円	7件	2,035万円
平成25年度	売上高減少 債権回収困難	5件	1,500万円	5件	1,500万円
平成26年度	売上高減少 債権回収困難	4件	1,170万円	4件	1,170万円
平成27年度	売上高減少 債権回収困難	5件	1,400万円	5件	1,400万円
平成28年度	売上高減少 債権回収困難	3件	800万円	3件	700万円
平成29年度	売上高減少 債権回収困難	6件	1,440万円	4件	990万円
平成30年度	売上高減少 債権回収困難	6件	1,650万円	5件	1,350万円
令和元年度	売上高減少 債権回収困難	2件	600万円	2件	500万円
令和2年度	売上高減少 債権回収困難	0件	0万円	0件	0万円
	新型コロナウイルス感染症対 策(利子負担有)	9件	2,300万円	5件	1,100万円
	新型コロナウイルス感染症対 策(利子全額補給)	25件	6,760万円	8件	1,900万円
令和3年度	売上高減少 債権回収困難	0件	0万円	0件	0万円
	新型コロナウイルス感染症対 策(利子全額補給)	66件	17,140万円	60件	15,690万円

セーフティネット保証4、5号及び危機関連保証について

1 セーフティネット保証5号

(1) 制度目的

取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者に対し、その事業資金を供給し、もって中小企業者の事業発展に資することを目的とする。

(2) 指定業種数（令和2年度～令和3年度）

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行う中小企業者が申請可能。

令和2年 4月1日～ 令和2年 4月30日…738業種指定で運用

令和2年 5月1日～ 令和3年 1月31日…全業種指定（一部除外あり）

令和3年 2月1日～ 令和3年 6月 1日…全業種指定（一部除外あり）

令和3年 7月1日～ 令和3年 7月31日…全業種指定（一部除外あり）

令和3年 8月1日～ 令和3年12月31日…535業種指定で運用

※ 今後の延長については、現状未定。

(3) 認定要件

イ 最近3ヶ月間の平均売上高等が前年同期比マイナス5%以上。

※新型コロナウイルス感染症対策として緩和要件あり

ロ 製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できない。

(4) 保証割合・保証限度額

80%、1企業 2億8,000万円（4、5号共有）

2 セーフティネット保証4号

(1) 制度目的

突発的災害（自然災害等）の発生に起因して売上高が減少している中小企業者を支援する。

(2) 指定案件

令和2年2月18日～令和4年3月1日…令和二年新型コロナウイルス感染症

※ 令和4年3月1日までの3ヶ月延長を決定。

(3) 認定要件

指定案件に起因して、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

※新型コロナウイルス感染症対策として緩和要件あり

(4) 保証割合・保証限度額

100%、1企業 2億8,000万円(4,5号共有)

3 危機関連保証

(1) 制度目的

内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため、全国的な資金繰りの状況を示す客観的な指標である資金繰りDI等が、リーマンショック時や東日本大震災時等と同程度に短期かつ急速に低下することにより、我が国の中小企業について著しい信用の収縮が全国的に生じていることが確認でき、国として危機関連保証を実施する必要があると認める場合に、実際に売上高等が減少している中小企業者を支援する。

(2) 認定案件

令和2年3月13日～令和3年12月31日…新型コロナウイルス感染症

※ 令和3年12月31日で終了予定。

(3) 認定要件

金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るために資金調達を必要としているとともに、認定案件に起因して、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれること。

※新型コロナウイルス感染症対策として緩和要件あり

(4) 保証割合・保証限度額

100%、1企業 2億8,000万円(4,5号と別枠)

セーフティネット保証4、5号及び危機関連保証認定申請件数月別一覧

令和3年11月30日現在

1 セーフティネット保証5号

(単位: 件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成19年度	0	0	0	0	0	0	0	1	1	5	4	8	19
平成20年度	3	0	4	2	1	2	3	79	74	30	39	31	268
平成21年度	19	25	23	35	15	15	24	15	18	10	19	16	234
平成22年度	13	10	8	11	6	16	11	22	28	11	15	25	176
平成23年度	8	7	7	6	9	2	7	2	6	7	8	9	78
平成24年度	0	4	3	2	10	5	5	5	4	1	0	4	43
平成25年度	1	3	2	4	1	2	3	1	0	0	3	0	20
平成26年度	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4
平成27年度	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	6
平成28年度	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
平成29年度	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	2
平成30年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和元年度	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	3
令和2年度	3	22	10	12	1	3	5	1	3	2	3	8	73
令和3年度	1	1	0	0	1	1	0	0	-	-	-	-	4

2 セーフティネット保証4号

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和元年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23	23
令和2年度	51	120	74	38	20	15	15	14	13	17	18	26	421
令和3年度	8	2	4	0	0	2	0	0	-	-	-	-	16

3 危機関連保証

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和2年度	15	23	11	14	4	4	4	2	8	4	9	10	108
令和3年度	2	0	1	3	1	3	2	0	-	-	-	-	12

資料9